

公益社団法人日本フェンシング協会
協賛（スポンサー）及びマネジメント契約並びに寄付に関する規約

作成 平成28年4月24日

第1条（目的）

本規約は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「FJE」という。）の登録選手（以下「選手」という。）が締結するスポンサーシップ契約及びマネジメント契約並びに受領する寄付に関して定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規約で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) スポンサーシップ契約

選手個人に対し、選手の競技生活（競技会等への参加及びこれに付随する行為も含む。）に関し、物品や金銭（但し、選手が雇用契約等を締結し労働者として所属する企業等から提供される賃金は除く。）を提供する契約をいう。

(2) マネジメント契約

以下の列挙する選手の商業的活動に関し、選手を代理して第三者と契約の締結、交渉、折衝、協議、事務連絡、その他調整行為等の業務を行うための契約をいう。

- ① テレビ及びラジオへの出演
- ② 映画、ビデオグラム及びインターネット配信、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末への配信等自動公衆送信を予定したコンテンツへの出演
- ③ 新聞、雑誌及びその他出版物への出演
- ④ 第三者の広告・宣伝への出演
- ⑤ 第三者の広告・宣伝における選手等の氏名、登録名、ニックネーム、経歴、肖像、筆跡、手形、実演等の利用の許諾
- ⑥ 第三者から用具の供給を受けること
- ⑦ その他一切のスポンサーシップ獲得活動
- ⑧ 第三者の商品・サービス等への選手等の肖像等の利用の許諾

第3条（スポンサーシップ契約等の締結等の自由及び制限）

選手は、スポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約を締結し、又は第三者から競技会等の活動に関する寄付を受けることができる。但し、選手は、以下の事由を遵守しなければならない。

- ① スポンサーシップ契約及びマネジメント契約の相手方並びに寄付者が暴力団等反社会的団体やそれに所属する者であってはならない。

- ② 選手としての品位を害する行為をスポンサーシップ契約及びマネジメント契約の内容並びに寄付の条件としてはならない。
- ③ スポンサーシップ契約及びマネジメント契約の内容並びに寄付の条件は、FJE、International Fencing Federation（以下「FIE」という。）、Fencing Confederation of Asia（以下「FCA」という。）及び日本フェンシング・アスリート会議（以下「JFAC」という。）の定款及び会則その他の規則に違反してはならず、また、FJE、FIE、FCA及びJFACの利益を害してはならない。

第4条（FJEに対する報告義務）

選手は、選手が受領する金銭の金額にかかわらず、スポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約を締結し、又は第三者から競技活動に関する寄付を受けた場合、FJEに対して、速やかにその契約内容又は寄付の条件を報告しなければならない。

第5条（FJEへの支払い）

1. 選手がスポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約又は寄付により、FJEの一事業年度（4月1日から翌年の3月31日までの1年間）の間に額面合計5000万円以上の金銭を受領した場合、選手は、FJEに対して、自己が受領した金銭の2.5%の金銭（以下、「支払金」という。）を支払わなければならない。
2. 選手は、前項に定めるFJEの一事業年度が終了した日から30日以内に、FJEが指定する銀行口座に振り込む方法により、支払金を支払う。

第6条（FJEにより支払金の利用目的）

FJEは、支払金について以下の目的で利用する。

- ① FJE所属選手の強化費（海外遠征費、コーチへの報酬を含む。）
- ② FJE主催の大会開催費
- ③ アスリート会議活動費支援

第7条（FJEによる支払金の使途の開示）

FJEは、FJEに対して支払金を支払った選手の書面による請求により、当該選手に対して、当該事業年度における支払金の使途について開示しなければならない。但し、FJEは、当該事業年度における支払金総額における使途を開示すれば足り、選手毎及び支払金毎の使途を開示する必要はない。

第8条（秘密保持）

1. FJE及び選手は、本規約期間中及び本規約終了後5年間、相手方から受領した次の各号に関する情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、当該情報について、法令又は行政機関、FIE、FCA又は裁判所の要請に基づく開示請求を受けた場合、FJE及び選手は、当該開示請求の

目的に照らして必要な範囲で相手方の当該情報を開示することができる。

- ① スポンサーシップ契約若しくはマネジメント契約又は第三者から競技活動に関する寄付の条件に関する一切の情報
- ② 選手が FJE に支払った支払金の金額、支払時期
- ③ 支払金の使途に関する一切の情報（第 7 条により選手に開示された情報も含む）

2. 前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されない。

- ① 相手方から開示された時点で既に公知となっている情報。
- ② 相手方から開示された時点で既に保有している情報。
- ③ 独自に入手した情報。
- ④ 第三者から正当に入手した情報。

第 9 条 （許諾抵触の防止義務）

選手が、第三者との間でスポンサーシップ契約又はマネジメント契約を締結し、第三者から競技活動に関する寄付を受ける場合には、当該第三者に対して本規約を提示し、本規約の条項との抵触を防止しなければならない。

第 10 条 （紛争処理）

本規約に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を調停又は第一審の専属管轄裁判所とする。